

道営電気事業のあり方に関する報告書

平成19年1月

道営電気事業のあり方検討委員会

目 次

I 道営電気事業の意義及び取り組み	-----	1
1 道営電気事業の沿革	-----	1
(1) 河川総合開発事業による電源開発		
(2) 石油代替エネルギーとしての電源開発		
(3) 産炭地振興策としての2発電所の取得		
(4) 新規発電所建設計画		
(5) 道営電気事業の概要		
2 水力開発等の意義とエネルギー政策	-----	4
(1) 水力開発等の意義		
(2) エネルギー政策		
3 道営電気事業による地域への貢献	-----	4
(1) 発電施設の水運用		
(2) 発電所所在市町村振興事業補助金		
(3) 新エネルギー導入への支援		
(4) 公立施設への自家用風力発電の導入		
4 電源立地に関する促進制度等	-----	6
(1) 電源三法		
(2) 国有資産等所在市町村交付金		
(3) 流水占用料		
II 道営電気事業を取り巻く情勢の変化と対応	-----	7
1 電力自由化の動向	-----	7
(1) 電力自由化		
(2) 平成22年度以降の位置付け		

2 経営効率化への取り組み	-----	8
(1) 北海道公営企業経営指針等		
(2) 経営努力目標の設定		
(3) 取り組み状況		
3 道営電気事業が抱えている課題	-----	9
(1) 清水沢発電所の取扱い		
(2) 滝の上発電所の取扱い		
(3) (財)北海道公営企業振興協会の取扱い		
(4) 不要機器等の取扱い		
4 今後の経営見通し	-----	11
(1) 経営収支		
(2) 料金単価		
(3) 事業報酬		
(4) 内部留保資金		
Ⅲ 道営電気事業の存続の必要性	-----	14
Ⅳ 提言	-----	15
1 民間譲渡について		
2 民間譲渡に係る留意事項		
(附属資料)	-----	17

はじめに

官民の役割分担の見直しによる行財政改革の推進や、電気事業における規制緩和の進展など、地方公営企業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、民間移譲の可能性を視野に入れた事業のあり方について、幅広い観点から検討するため、平成18年3月に「道営電気事業のあり方検討委員会」が設置されました。

国は、「官から民へ」、「国から地方へ」等の観点から行政改革を推進しており、特に地方公営企業のあり方については、「地方公営企業が自ら直接に実施する必要があるかどうかという原点に立ち戻り、民間への事業譲渡等の選択肢を含め検討する必要がある」としています。

北海道においても、平成18年2月行政改革大綱を策定し、公営企業等については、「官から民への流れを踏まえ、現在提供しているサービス自体の必要性を見直すとともに、公共性の確保等の意義が薄れている場合においては、民間への事業移管等について検討する必要がある」としており、その中において、「電気事業」については、「民間移管の可能性を視野に入れた事業のあり方を検討」することとしています。

このように、地方公営企業には、一層の自立性強化や経営の健全化及び経営基盤の強化、民間的経営手法の導入が求められていることはもとより、地方公営企業が直接サービスの提供を行う必要があるかどうかという原点に立ち返っての検討が求められています。

このような情勢を受けまして、本委員会は、道営電気事業が果たしてきた役割、現状、課題等を検証しながら、存続の必要性について検討し、平成18年12月に委員会の中間報告をとりまとめ、道民意見の募集を実施したところ、多くの皆様からご意見をいただくことができました。

主なご意見としては、これまで道営電気事業への評価を前提に、今後についても、「公共性、公益性を発揮すべき」とする趣旨が大勢を占めておりました。

委員会では、貴重なご意見をもとに、さらに総合的に検討を重ね、最終的に、「道が、電気事業を継続して運営する論拠は弱いとの結論に達し、道営電気事業を民間譲渡すべきである。」との本報告をとりまとめたものであります。

なお、今後の譲渡協議において、道又は関係者は、今回いただいた道民の皆様からのご意見に十分配慮し、慎重かつ誠意をもって、対応するよう強く要請することを申し添えます。

道営電気事業のあり方検討委員会
委員長 湊 孝康

I 道営電気事業の意義及び取り組み

1 道営電気事業の沿革

戦後間もない北海道では、人口増加、産業の勃興、農業用電力の普及等により、急激に電力需要が増大したほか、資材不足のため発電設備の改修が滞り、設備が荒廃するなど、大幅な電力不足が発生した。

このため、電気の使用が制限され、産業、社会活動の維持が、困難になるなど危機的な状況となったことから、道は、昭和25年に、庁内に電源開発推進本部(企業局の前身)を設置し、早急に電源開発を行うこととした。

(1) 河川総合開発事業による電源開発

国は、戦後の国土と経済の復興を目指し、河川災害の防止を図るとともに、新規開田や営農安定のために、農業用水を確保することとし、河川を総合的に開発するため、昭和25年に「国土総合開発法」を施行した。

これを受けて、道としても、国の河川総合開発事業に参加し、その一環として水力による電源開発を進めることとなった。

この結果、昭和28年に道営第1号となる雨竜川の鷹泊発電所、そして、夕張川の二股及び川端発電所、さらに昭和45年に天塩川の岩尾内発電所が運転を開始した。

(2) 石油代替エネルギーとしての電源開発

我が国は、エネルギー供給の80%以上を輸入に依存するなど、極めて脆弱なエネルギー供給構造となっており、昭和48年と53年の二度にわたるオイルショックにより、社会経済は、大きな打撃を受けた。

このため、国は、長期的なエネルギーの安定供給を確保することとし、昭和55年に、石油依存度の軽減を目的とする「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」が施行されたほか、同法に基づき、石油代替エネルギーの供給目標と導入指針を策定した。

これに伴い、水力発電開発についても、石油代替エネルギーとして、より積極的に開発を進めることとなり、国は、中小水力発電開発費補助

金等の助成制度を整備した。

このため、道営電気事業においても、経済性の理由で、開発を見送っていた岩尾内発電所上流のポンテシオ発電計画の見直しを行った結果、全国で初めて補助金の適用を受けて、建設に着手し昭和58年に完成している。

このほか、昭和30年代、概略的な予備調査を進めていた滝下発電計画についても、経済性等の理由により、調査を中断していたが、助成制度が整備されたことや地元自治体の夕張市から炭鉱の閉山対策として、事業着手の要請があったことから、調査を再開し、経済性の評価を得て、建設に着手し、平成4年に完成している。

(3) 産炭地振興策としての2発電所の取得

我が国では、戦後、石炭から石油へとエネルギー政策は大きく転換し、道内においても、炭鉱が閉山され、過疎化が進むなど、道としても何らかの対策が必要とされていた。

その中、北海道炭鉱汽船(株)の炭鉱が閉山となり、同社の自家用の清水沢、滝の上発電所やその付帯設備の引受先が必要となり、同社は、道に施設の譲渡を要請してきた。

このため、道営電気事業では、老朽化が著しい施設であったが、産炭地振興の観点や夕張川の他の道営3発電所との一貫運用により、効率的な発電が可能となることから、平成6年に有償で取得した。

(4) 新規発電所建設計画

国は、夕張川の洪水調節とともに、農業、上水道等の用水需要の増大への対応及び発電による水資源の有効活用を目的として、現在の大夕張ダム下流155m地点に、新たに夕張シューパロダムの建設を計画し、平成7年度から事業に着手している。

この工事に伴い、二股発電所が水没、廃止となることにより、道としては、その機能回復を図るため、平成8年に北海道電力(株)の同意を得て、夕張シューパロダム下流に、シューパロ発電所を建設することとした。

現在、ダム共同事業者として、平成8年度からダム負担金を支出しているほか、平成21年度から発電所の着工を計画している。

(5) 道営電気事業の概要

道営電気事業は、戦後の窮迫した電力事情への対処を始めとして、河川総合開発の促進、石油代替エネルギーの開発、産炭地域の振興など、それぞれの時代や地域の要請に応えながら、水力による電源開発を進めてきており、現在、雨竜川、天塩川、夕張川の3河川に、8つの水力発電所を保有している。

また、新エネルギーの取り組みとして、風力発電の公立施設への導入と自治体に対する普及啓発を図る目的で、平成13年に、道立小平高等養護学校に自家用風力発電設備として、小平オンネ風力発電所を設置している。

道営電気事業の概要

発電所名		発電形式	最大出力 (kW)	事業費 (百万円)
雨竜川	鷹泊	ダム式	5,700	1,060
天塩川	ポンテシオ	ダム水路式	11,000	10,252
	岩尾内	ダム式	13,000	1,273
夕張川	二股	ダム式	14,700	1,510
	清水沢	ダム式	3,400	131
	滝下	水路式	16,600	17,113
	滝の上	水路式	2,340	106
	川端	ダム式	4,200	580
合計		-	70,940	32,025

夕張川	シューパロ	ダム式	26,600	建設中
-----	-------	-----	--------	-----

小平オンネ風力	-	-	500	177
---------	---	---	-----	-----

2 水力開発等の意義とエネルギー政策

(1) 水力開発等の意義

水力発電は、風力、太陽光などの新エネルギーと同様に、地球温暖化の原因となる炭酸ガスを排出しない環境に負担の少ないクリーンエネルギーであり、純国産のエネルギーとして、エネルギーセキュリティの観点から、エネルギーの安定供給に資するなど、持続可能な社会経済の構築に向けて大きな意義を有している。

また、他電源の発電コストに比べ、インフレや燃料コストの変動等の影響が少なく、長期的に安定している。

(2) エネルギー政策

平成14年に施行された「エネルギー政策基本法」では、エネルギーの需給に関する施策を計画的に推進するための基本計画等が示されており、その計画の中で、水力は、「エネルギー自給率の向上に資する国産エネルギーであり、発電過程において二酸化炭素を排出せず地球温暖化対策に資するエネルギー」であると位置付けられているほか、昭和55年に施行された「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」の導入指針では、公営電気事業者が中小水力開発の担い手であると期待されている。

3 道営電気事業による地域への貢献

(1) 発電施設の水運用

道営の水力発電所は、河川総合開発事業の一環である多目的ダムに参加し、発電に際しては、農業用水等の確保を優先するとともに、ダム貯留水の流水調整を行い治水効果に寄与するなど、多面的機能を発揮し、河川を通じて地域の産業活動に寄与しているほか、施設の管理にあたっては、地域住民の安全の確保に努めている。

① 利水供給面における水運用

農業用水等の利水確保を目的に建設されたダム発電所においては、発電放流がそのまま農業用水等として供給されることから、発電と利水は一体的なものとなっている。

このため、道営電気事業としては、かんがい用水等の優先利用に努めるなど、利水者間との調整を行いながら発電施設の運用を図っている。

② 流水調節による水運用

発電施設の水運用にあたっては、発電しない無効放流を極力避けるために、貯留した流水の有効活用に努めている。

特に、天塩川、夕張川においては、複数の発電施設を有し、水系一貫運用による効率的な運転を行うほか、流水の調節を行うことにより、治水効果にも寄与している。

(2) 発電所所在市町村等振興事業補助金

道営電気事業では、事業への理解と協力を得ながら、地域と密接な連携を図り、事業を円滑に運営して行くため、道営の水力発電施設が設けられている市町村(3市2町)に対して、地域振興を目的とする事業や新エネルギーの導入、普及・啓発に要する経費等について、平成6年度から補助を行っている。

(3) 新エネルギー導入への支援

① 道営電気事業では、士幌町のバイオガスプラント建設計画に対する技術支援の要請に応え、平成15年から17年の3年間、職員を派遣し、諸手続、関係機関との調整や建設工事の設計・監督業務、プラント運開後の管理データの取りまとめなどのプラント建設に関するノウハウの提供を行った。

② 市町村等においては、京都議定書目標達成計画による地球温暖化などの環境問題から、省エネルギーの推進とともに、分散型エネルギーとしての新エネルギーの導入への取り組みが期待されている。

しかし、その導入には、企画立案、計画策定、施設整備、維持管理など事業経営から施設管理に至る幅広い知識が必要とされている。

このため、道営電気事業では、平成17年度に「地域新エネルギー導入アドバイザー制度」を設け、これまで道営電気事業や工業用水道事業の運営を通して蓄積してきたノウハウを提供することにより、地域における中小水力や風力、太陽光、バイオマスなどの新エネルギー導入に向けた取り組みを支援することとしている。

(4) 公共施設への自家用風力発電の導入

小平オンネ風力発電所は、平成10年に、道が策定した「北海道新エネルギー・ローカルエネルギービジョン」に基づく事業であり、市町村等に対する新エネルギーの普及啓発を目的として、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)との共同事業により、道立小平高等養護学校の自家用発電施設として建設し、平成13年より実用運転を行っている。

当該施設の運転状況や発電実績に関する各種データは、ホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/sum/>)により情報を公開し、市町村等への風力発電の導入促進と普及啓発に努めている。

4 電源立地に関する促進制度等

水力等の開発においては、新たな雇用の確保やインフラ整備などにより、地域経済の向上、生活基盤の整備及び地域住民の福祉の向上に寄与しているが、地元住民の理解と協力のもと、電源開発を促進するための各種施策が制度化されている。

(1) 電源三法

電源三法は、電源立地地域における地域振興を図ることにより、電源立地を円滑に進めることを目的として、昭和49年に制定された「電源開発促進税法」、「電源開発促進対策特別会計法」、「発電用施設周辺地域整備法」の三法を総称しており、これら制度に基づき「電源立地地域対策交付金」(平成15年10月に交付金制度改正)が地元市町村等に交付されている。

この交付金は、公共用施設整備事業、企業導入・産業近代化事業、福祉対策事業、電気料金割引事業、地域活性化事業など地域の実情に合わせ、幅広い分野に活用出来ることとなっている。

(2) 国有資産等所在市町村交付金

国及び地方公共団体等が開発した水力発電所については、「国有資産等所在市町村交付金法」の適用を受け、固定資産税相当額が地元市町村に交付されている。

(3) 流水占用料

都道府県が管理する河川については、河川法の規定に基づき水力発電に利用した河川水の使用料として、「流水占用料」が徴収され、河川管理を行っている都道府県の収入となっている。

Ⅱ 道営電気事業を取り巻く情勢の変化と対応

1 電力自由化の動向

(1) 電力自由化

国においては、産業の国際的な競争力を維持する観点から、高コスト構造の是正を柱とした経済構造改革の一環として規制緩和を進めており、電気事業の分野においても、電気料金引き下げのため、平成7年を初めとして、平成12年、15年に電気事業法が改正されている。

平成7年の改正では、電力市場への新規参入の拡大など、平成12年には電力小売りの部分自由化や料金制度の見直し、平成15年には卸電力取引所の開設等が行われ、競争原理の導入による発電コストの低減に向けた取り組みが進められている。

このため、道営電気事業では今後の電力自由化の進展により、電力料金の低廉化が求められることは必至であり、更なる経営の効率化によるコストの縮減が必要となっている。

(2) 平成22年度以降の位置付け

平成7年の電気事業法改正により、公営電気事業の法的位置付けは、供給義務を有する「卸電気事業者」から義務を有しない「卸供給事業

者」に移行され、経過措置として、平成22年3月までは、従来どおり、電力会社へ卸供給をする「卸電気事業者」とみなされているが、平成22年度以降の電力受給に関する具体的供給条件等は明らかになっていない。

なお、現在建設を進めているシューパロ発電所を含め、道営水力発電所は、電気事業法第29条に基づき、経済産業省が公表している向こう10年間の電力供給計画に、必要な供給力として位置付けされている。

2 経営効率化への取り組み

(1) 北海道公営企業経営指針等

道営電気事業・工業用水道事業では、時代の要請に対応し、効率的な事業運営を推進するため、今後の事業展開の基本となる「北海道公営企業経営指針」を平成15年4月に策定し、経営の基本的考え方や今後の事業展開の方策等を示した。

なお、具体的な電気事業の推進事項と主な施策については、平成13年度に設置した外部検討委員会の提言を受け、平成14年に「電気事業計画」を策定している。

※ ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/sum/>

(2) 経営努力目標の設定

道営電気事業では、「北海道公営企業経営指針」に基づき、平成16年に経営努力目標達成期間の10年(H15～H24)における数値目標を定め、組織機構の見直しやアウトソーシングの拡大、また、運転管理業務の見直しや運営の効率化による諸経費の節減等により、節減対象経費(11億8千4百万円)を平成24年度までに1億5千万円削減することを目標としている。

※ ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/sum/>

経営努力目標数値の設定

(単位:百万円)

	H14決算	節減目標額	H24	H17決算
節減対象経費 (人件・事務費等)	1,184	▲150	1,034	1,095 (H14 ▲89) (達成率59%)

※ 節減対象経費とは、人件費や委託料など事務事業の効率化などの経営努力により、削減可能と区分される費用。

(3) 取り組み状況

これまでの経営効率化への取り組みについては、全国の公営電気事業者に先駆けて、遠隔制御による運転監視部門の集中化を図ったほか、統合管理による管理事務所の集約化、並びに単純・定型業務や専門性の高い業務の委託化など業務の省力化を進めており、平成18年度には、発電機器の運転監視業務を民間企業に委託している。

また、平成19年度に、管理事務所の統合を予定しているなど、今後も引き続き、更なる委託業務拡大の可能性の検討を進め、事業運営の簡素効率化に取り組んでいる。

職員数の推移

(単位:人)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
職員数	67	69	66	69	66	65	62	62	59

3 道営電気事業が抱えている課題

(1) 清水沢発電所の取扱い

清水沢発電所は、昭和15年に、北海道炭鉄汽船(株)の自家用発電施設として建設されたが、閉山により同水系で発電事業を行っている企業局が、水系の一貫運用が可能で、効率的な発電が期待できる等の理

由から平成6年に買収した。

取得後、施設の老朽化が一層進んできているほか、国が進めている夕張シューパロダム completion に伴って、農業用水の確保を目的に国が設置した嵩上げ施設(ゲート)の用途廃止が決定されているなど、当面の発電には支障はないものの、将来的には、大規模な改修工事が必要となることやゲートの撤去により減電が生じ、収益性の悪化が懸念されることなどから、今後の取扱いについては、経済比較等により慎重に検討する必要がある。

(2) 滝の上発電所の取扱い

滝の上発電所は、大正14年に、北海道炭鉱汽船(株)の自家用発電施設として建設され、清水沢発電所とともに平成6年に買収した。

当該施設は、建設から約80年経過しており、電気、機械及び土木施設の老朽化が著しく、発電施設として、現状のままでは、長期の維持が困難な状況にある。

このため、発電施設を存続する場合には、大規模な改修が必要となり、多額の改修費用が見込まれるほか、廃止する場合においても、河川法により、堰や水路工作物などの原形復旧が求められるため、多額の撤去費用が見込まれている。

なお、発電所は、北海道遺産の「空知炭鉱関連施設」の一部として選定されている。

(3) (財)北海道公営企業振興協会の取扱い

清水沢、滝の上発電所の施設については、当財団に管理を委託しており、道営電気事業のあり方によっては、財団のあり方についても検討する必要がある。

(4) 不要機器等の取扱い

平成6年、清水沢発電所施設の買収に伴い、空知森林管理署から貸付を受けていた用地についても貸付地の権利譲渡を受けたが、借地内に、旧北炭が残置した電気機器等があり、現在、安全管理上の観点から道営電気事業において管理しており、将来的には、処理する必要が生じる。

① PCB含有電気機器

PCB含有電気機器については、国の管理基準に基づき、適正に管理しており、平成23年度に日本環境安全事業(株)北海道事業所(室蘭市)で処理することになっているが、多額の処理費用が見込まれる。

② 低濃度PCB含有電気機器

低濃度PCB含有電気機器については、国の処理方針が示されていないため、処理の時期・費用等は不明であるが、PCB含有電気機器同様、多額の処理費用が見込まれる。

③ 使用廃止送電用鉄塔等

清水沢発電所を買収した後、使用していた鉄塔等の送電施設は、送電経路の変更に伴い不要となり、民有地等に設置されているものから順次撤去を進めてきたが、山林奥地に設置されているものについては、現時点においても残っているものがある。

山林奥地で撤去が難しく本数も多いことから、多額の撤去費用が見込まれる。

4 今後の経営見通し

道営電気事業は、ポンテシオ、滝下発電所など、比較的新しい発電所を有しており、当該発電所に係る企業債償還が多額となっていることから、他の公営電気事業者に比べ、電力料金単価は高い。

また、電力自由化が進展する中、電力の供給先である電力会社からも料金の低減が強く求められており、さらに、内部留保資金についても施設改良工事等の実施により年々減少傾向にあるなど、厳しい経営状況となっている。

(1) 経営収支

平成16年度の電気事業会計は、8発電所の合計では標準送電電力量(計画販売電力量)28万4千MWhに対し、実績は26万7千MWh(93.9パーセント)の供給電力量となり、事業収益36億3千万円に対し、事業費用は、31億9千万円、差引4億4千万円の純利益を計上した。

また、平成17年度の収支については、収益34億円に対し、費用は29億円となり、差引5億円の純利益を計上している。

(2) 料金単価

北海道電力(株)との電力卸供給契約に基づく電力料金単価は、11.23円/kWhとなっており、平成18年4月1日現在の全国31公営電気事業者中、2番目に高い単価となっている。

これは、ポンテシオ・滝下発電所などの比較的新しい発電所の建設時に借り入れた企業債の償還にかかる費用が多額となっていることや借り入れた企業債の利息が高金利であったことに起因している。

今後、料金単価は、経費の節減や企業債の償還等により、徐々に低減していくものの、企業債の償還額が減価償却費を上回る状況がしばらく継続するほか、減価償却費及び利息等の資本費が発電コストの約2/3を占めていることから、早期に全国の公営電気事業者と同等の電力料金単価への引き下げは難しい状況にある。

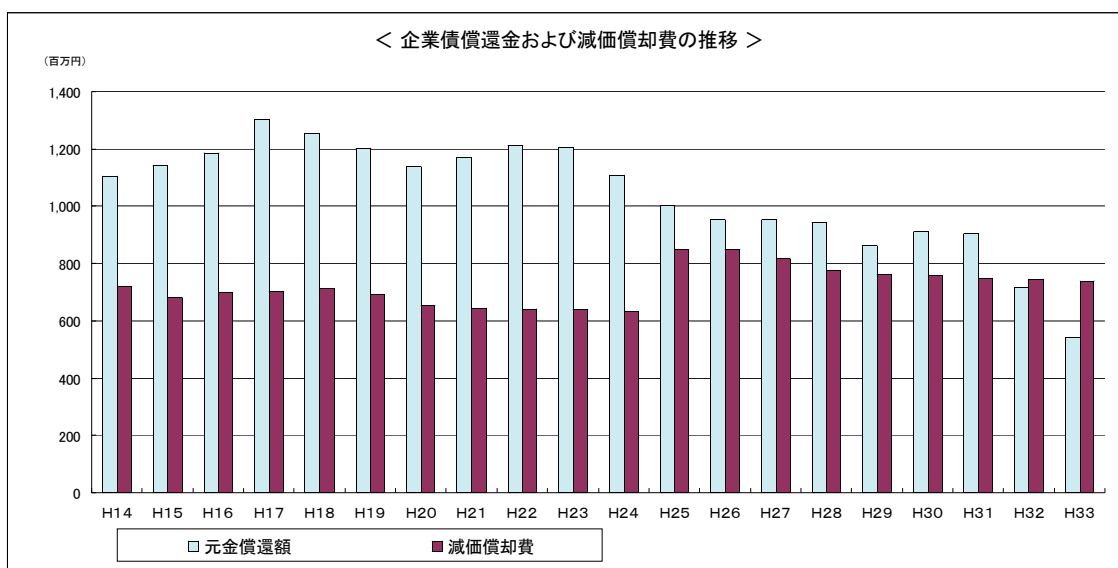
料金単価 (H18.4現在)

北海道	11.23 円/kWh
全国平均	8.41 円/kWh

※ 全国平均に比べ+2.82円/kWh

企業債 (単位:百万円)

発行総額	H18償却額	未償還残高	平均利率
28,986	1,303	15,136	6.1%



(3) 事業報酬

企業債償還金の主な財源は減価償却費であるが、道営電気事業の場合、企業債の償還額が減価償却費を大幅に上回っていることから、その不足額を「卸供給料金算定規則」に基づき、事業報酬として料金に組み入れている。

料金への事業報酬の算入により、収益的収支においては利益が計上されるが、当該利益は内部に留保されず、減債積立金として利益処分され、翌年度の企業債元金償還のための財源となっている。

結果的には、この事業報酬が電力料金単価を押し上げている要因となっている。

(4) 内部留保資金

近年、内部留保資金は、シューパロ発電所の建設事業や発電中央制御システム改修事業などに、年間約2億円の自己資金を支出したことにより減少し、平成17年度末時点で、約20億円となっている。

また、減価償却費が企業債償還額を上回る平成33年度までは、減価償却費のほとんどを企業債償還に充当することから、この間、内部留保資金は、減少することとなるため、計画的に老朽化施設等の改修工事を進める必要がある。

Ⅲ 道営電気事業の存続の必要性

道営電気事業は、純国産エネルギーである水力発電等の電源開発を行い、エネルギーセキュリティの確保や地球温暖化防止等の環境保全に貢献するとともに、電力の安定供給を通じ、公共の福祉の増進に寄与してきたことは、十分評価すべきと考える。

しかしながら、

- ① 近年、電気事業を取り巻く環境は、国際競争力を高める観点から、規制緩和や電力自由化が進められ、一層の発電原価の低減が求められている中、電力料金単価が、全国の公営電気事業者のうち、2番目に高い単価となっていることや減価償却費や企業債償還金等の資本費が発電コストの2/3を占め、自助努力による低減には限界がある。

また、将来的には、老朽化施設の改修のため、多額の費用が必要となることや企業債の償還額が減価償却費を上回っていることから、内部留保資金が減少し、一時的な資金不足が懸念されるなど、非常に厳しい経営見通しであると考えます。

- ② 本道における電力需給は、将来的に十分安定供給が確保される見通しにあるほか、水力開発については、北海道の未開発包蔵水力が全国一という状況にあるものの、新規開発地点の奥地化、小規模化により、経済性から開発が難しくなっており、道営による新規の開発計画である朝日発電所の建設計画についても、平成15年に経済性を理由として中止している。

このため、現状においては電力需給見通しに加えて経済性からも、道営として積極的に水力開発を必要とする状況にはないと考える。

- ③ 水力や新エネルギー等の新規開発に関して、道営電気事業は、民間企業と比較して、公営としての有利性や、発電所の運転管理に関する公益性の発揮という面はあるにしても、民間活力による経済性・創造性の発揮並びに事業活性化への可能性は大きく、民間移行の比較優位性は高いものと考えられ、道の行政改革の理念である「民間で可能なものは民間に任せるべき」にも合致するものである。

以上の認識のもと、道営電気事業の存続の必要性について総合的に検討した結果、道が電気事業を継続して運営する論拠は弱いものとする。

IV 提 言

1 民間譲渡について

将来の道営電気事業のあり方としては、道営による以外の経営形態として、民間譲渡、地方独立行政法人、道出資による株式会社などが考えられるが、道営電気事業は、発電所が道央と道北地域に分散しているため、管理の効率化が難しいこと、将来的に老朽化対策として、多額の投資が避けられないことなど、ハイリスクの事業であり、規模が小さく、経営基盤が脆弱で、他から支援を期待できない地方独立行政法人や株式会社による事業の経営はリスクが大きいと考える。

これに対し、一定の規模を有し、全道に展開している民間企業に譲渡した場合は、事業規模のスケールメリットを最大限活用することにより、管理運営の効率化が図られるほか、市場を活用した多様で低利な資金調達が可能となるなど、発電コストの低減が図られ、経営基盤も確保されることから、**民間譲渡すべきと考える。**

さらに、道営電気事業は、国の河川総合開発事業に参加して電源開発を進めてきた経緯があり、発電に際しても、治水や農業用水などの他の利害者と綿密な調整が必要なほか、洪水や干ばつに際しては、治水や農業用水の確保を優先するなど、公共性、公益性の高い事業であるため、**譲渡する相手先は、水力発電所の運転管理の経験を有するとともに、公共性・公益性を有する信頼できる民間企業とする必要がある。**

2 民間譲渡に係る留意事項

民間企業への譲渡に際しては、次のこのとについて、十分留意し、課題の解決に向けて努力する必要がある。

- ① 譲渡に際しては、一部の発電所が譲渡対象外となった場合は、電気事業としての経営が事実上困難となるため、全ての発電施設の一括譲渡を基本とする。

- ② 国庫補助金、企業債等の取り扱いについて、国及び関係機関と協議を進めるとともに、施設の譲渡などにより、企業債の繰り上げ償還を行い、債務等を可能な限り解消することとし、原則として、一般会計からの負担を生じさせないこと。
- ③ 旧北炭から取得した清水沢、滝の上発電施設は、老朽化が著しく、将来的には、大規模改良工事の必要が見込まれることや廃止する場合についても、多額の撤去費用を要するほか、旧北炭の残置物件等の処理も必要となることから、今後の取り扱いについては、経済比較の検討や処理費用の算定を進め、譲渡先や関係機関と十分協議すること。
- ④ 道営電気事業は、発電所所在市町村に対し、補助金・交付金の交付による財政的支援やかんがい用水等の水運用などによる地域貢献に努めているほか、鷹泊ダムでは、知事から委任を受けて企業局が管理している。
このため、民間譲渡に際しては、鷹泊ダムの新たな管理体制の構築が必要となることなど、地元自治体、土地改良区及び関係機関と事前に十分協議を行い、理解と協力を得るとともに、譲渡先に対しては、道営電気事業が果たしてきた役割の継続や地域経済に配慮した事業運営に努められるよう要請すること。
- ⑤ 譲渡先は、買収資金の調達のほか、新たな管理体制の整備が必要となり、整備にあたっては、河川管理者などの監督官庁との協議が必要となるため、事業及び業務の引継にあたっては、施設の保安の確保を優先し、慎重に進めること。
- ⑥ 職員などの配置転換、雇用移転など、労働条件に関する事項については、蓄積された電気技術等の活用方策も含め、事前の準備を計画的に進めること。

譲渡先との交渉においては、多くの課題の整理、調整が必要であり、協議に際し、相当の時間を要するものと想定される。

まず、第一に、道営電気事業は、条件整備に向けて、適正人員の見直し、維持管理業務の外部委託など、徹底した経営の効率化に努め、さらには、企業債の増嵩を必要最小限に抑制し、発電コストの引き下げを図るなど、民間譲渡がより前進する基盤づくりに全力を尽くすこと。

第二に、譲渡交渉にあたっては、双方が誠意をもって対応し、譲渡までの進め方については、叡知をもって柔軟に対応することが重要と考える。

〈 附 属 資 料 〉

1	委員会設置要綱	-----	18
2	委員名簿	-----	19
3	委員会開催経過	-----	20

1 委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 官民の役割分担の見直しによる行財政改革の推進や電気事業における規制緩和の進展など、地方公営企業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、民間移譲の可能性を視野に入れた事業のあり方について、幅広い観点から検討を行うため、「道営電気事業のあり方検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

(1) 電気事業のあり方に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、北海道公営企業管理者が委嘱した委員により構成する。

2 委員会には委員長を置き、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長が議長となり、議事の運営を行う。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員が欠席する場合、その旨をあらかじめ委員長に申し出、当該委員が指名する者を代理人として出席させることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、北海道企業局総務課に置き、委員会の庶務を処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年3月1日から施行する。

2 委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	所 属 ・ 役 職
酒井 純	公認会計士酒井純事務所(公認会計士・税理士)
島田 昭吉	社団法人北海道消費者協会 専務理事
中島 尚昭	社団法人日本電気協会 北海道電気協会 専務理事・事務局長(平成18年9月まで) ----- 北電総合設計株式会社 営業部・エネルギー部長(平成18年10月から)
三國 保 (平成18年7月まで) ----- 浜田 剛一 (平成18年8月から)	北海道経済連合会 理事・事務局長
◎湊 孝康	恵庭リサーチ・ビジネスパーク株式会社 代表取締役社長 全国リサーチコア連絡協議会会長
吉田 文和	北海道大学大学院 教授 公共政策大学院 大学院経済学研究科

◎印:委員長

3 委員会開催経過

区分	開催年月日	内 容
第1回	平成18年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の概要及びスケジュール ・委員長選任 ・道営電気事業の概要説明
第2回	平成18年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・夕張川4発電所視察
第3回	平成18年6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・道営電気事業を取り巻く情勢説明
第4回	平成18年8月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・道営電気事業の必要性について ・道営電気事業のあり方について
第5回	平成18年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・道営電気事業の必要性について ・道営電気事業のあり方について
第6回	平成18年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書とりまとめ(持回審議)
	平成18年12月12日～ 平成19年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・道民意見募集 (応募数49件)
第7回	平成19年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・道民意見に関する審議 ・最終報告書とりまとめ